# 【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】東北財務局長【提出日】2025年11月5日【会社名】株式会社ヤマザワ【英訳名】YAMAZAWA CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 古山 利昭

 【本店の所在の場所】
 山形県山形市あこや町三丁目8番9号

 【電話番号】
 023(631)2211(代表)

 【事務連絡者氏名】
 取締役管理本部長
 工藤
 和久

【最寄りの連絡場所】山形県山形市あこや町三丁目8番9号【電話番号】023(631)2211(代表)【事務連絡者氏名】取締役管理本部長工藤和久

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2025年9月29日開催の取締役会において、2025年12月1日を効力発生日として、秋田県で6店舗のスーパーマーケットを展開する、よねや事業、その周辺事業であるフィットネス事業及び不動産事業等(以下、「対象事業」といいます。)を株式会社ナイス(以下、「ナイス社」といいます。)の100%子会社である株式会社東北ナイス(以下、「本承継会社」といいます。)に会社分割(簡易吸収分割)の方法により承継すること(以下、「本吸収分割」といいます。)について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。今般、当社と本承継会社は、本吸収分割の効力発生日を2026年2月20日とすることに合意し、2025年11月5日付で吸収分割契約書に関する変更契約書を締結したことに伴い、本吸収分割に関する臨時報告書の記載事項の一部に変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5の第5項において準用する同法第7条第1項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正箇所】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

# (訂正前)

#### (1) 本吸収分割の日程

吸収分割契約の承認に係る取締役会決議日	2025年 9 月29日
吸収分割契約の締結日	2025年9月30日(予定)
吸収分割効力発生日	2025年12月1日(予定)

(注)本吸収分割は、分割会社である当社においては、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行う予定です。

## (訂正後)

## (1)本吸収分割の日程

吸収分割契約の承認に係る取締役会決議日	2025年 9 月29日
吸収分割契約の締結日	2025年9月30日(予定)
吸収分割契約書に関する変更契約書締結	2025年11月5日
吸収分割効力発生日	<u>2026</u> 年 <u>2</u> 月 <u>20</u> 日(予定)

(注)本吸収分割は、分割会社である当社においては、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割に該当するため、株主総会の承認を得ることなく行う予定です。

以上